

保険料支払手段に関する特約

用語の説明

この特約における用語の意味は、普通保険約款に定めるほか、次にかかげるとおりとします。

用語	説明
保険料	普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、追加保険料を含みます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第2条 (保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、保険料を当社が定める決済手段によって払い込むことができるものとします。
- (2) (1)の規定により当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者がその決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い決済手続を行い、保険料相当額全額の決済手続を完了したことが決済手続画面に表示された時点で、決済手続が完了し保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。